

令和7年第10回富岡町農業委員会定例総会 令和7年11月14日（金）

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） ただいまから令和7年第10回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は全員であります。富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定によりまして、議長において

7番 笹山光政 委員

8番 小坂竜也 委員

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

を議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である吉田和史推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（吉田和史君） 11月7日に職員2名、農業委員2名、推進委員3名の計7名で現地調査を行いました。場所は、ページの7から8ページを見ていただいて、6号線を富岡から大熊方面に向かって旧富岡教習所の交差点の次の信号を左折して、200メートルほど行った右奥の場所になります。現地調査の結果、特に問題はないと思いました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第20号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

次に、議案第20号別紙2に進みます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である原田八十治推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（原田八十治君） 先ほど吉田和史さんが現地調査を行われたときと同じですので、省略をいたし、メンバーも同じでございます。

この場所は、譲受人が山田秀行さん、この方は太田にある慈眼寺の住職も兼ねている方でございます。それで、農地が2か所あります。図面で見れば18ページの内容かな。慈眼寺の近くの517平米のところは、これは水たまりのいい田んぼで、水はけ悪いというか、そこなので、前からここ、震災から

区画整理されていない田んぼがごちゃごちゃとしているところですが、この一角をこの方から、堀川さんから譲り受け、そこは盛土をして、里芋とか何かを作りたいという考え方のようござります。

それから、もう一つは、常磐線挟んで申請地、これが944-1かな、この面積は1,790平米。ここについては、今現在この太田集会所地区の近くに一角ずっと水田があるのですが、今現在はJAを介してtwin village株式会社さんがここをやっているらしいようです。かなりもう、私たちが調査したときは、もう稲刈りが終わった後でございます。この写真は、まだ稲刈り前だと思います。これについて面積が、19ページのほうの赤いライン、このラインが買い求める面積で、隣のところが山田さんのところで、これ2筆になっているのですが、1枚の田に整備してあります。ここを自分たちで買い求めて、何か稲作を作るというところのようです。私としては、一応JAを介して農地をtwin villageさんのほうでやっているようなので、農協さんのほうにちゃんと話を通してやってはいかがかという話をしておりました。でないと、今までやっていたtwin villageさんのほうでも作付とか、いろいろ来年度の計画もあるので、そのような話をできました。特に問題なかろうと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第20号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

それでは、次の案件は猪狩秀信さんと関係する案件でございますので、猪狩秀信さんは退席をお願いいたします。

〔5番（猪狩秀信君）退席〕

○議長（佐藤清隆君） 次に、議案第20号別紙3に進みます。

事務局長、ご説明をお願いいたします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である原田八十治推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（原田八十治君） 引き続き皆さんにご審議をお願いします。

日にちと調査メンバー、先ほどの11月の7日と同じメンバーで行いました。こここの箇所は、まず27ページのグーグルマップを見てもらえると分かりやすいのかなと思います。詳しくは前のページの26ページ、ここに田んぼ2か所あります。312のほうから、3枚、これはあぜで区切られておりますが、上の311と310かな、これは1枚の水田に、区画で現在の田んぼ、そういうふうになっております。そのうちの一番下の水田です。それから、道挟んでその下が、同じく宮古さんのほうを通っているという水田であります。この箇所が、30ページに行っていただきたいと思います。30ページに耕作者、これはふるさと生産組合、両方であります。猪狩さんと現地立会いに来られまして、これは生産組合さんのほうとは話はしてあるのですかという話を聞いたところ、まずはこの3条を通ってから、それからふるさと生産組合さんとお話を進める方向で、ふるさと生産組合さんに引き続き水田はやっていただきたいということでございました。そうですかということであります。本来ならば、順序はちょっと、3条を上げる前に私としてはふるさと生産組合さんと何らか話はつけてあるのかなと思っていましたが、現状は違いました。

以上です。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。

今ほど原田八十治さんのほうから、3条申請で上がっているのですが、今現在の実際に耕作しているのはふるさと生産組合ということで、その方にはまだ話をしていないというような説明でございましたが、ここで耕作者が2名おります。渡邊康男さんと石井功さんなのですけれども、2人の意見については後ほど伺うといたしまして、順番にこちらのほうから、この案件についてどう思われるか発言をお願いしたいと思います。

○1番（林 秀樹君） おはようございます。

この件別に自分的には特に正常な土地の売買でいいので、そのまま稲作ということで特に問題ないのかなとは思います。

以上です。

○2番（山口輝久雄君） 私は、ちょっと疑問に感じました。生産者と耕作者の、渡邊康男さんと石井功さんの関係がいまいち不明ですので。

以上です。

○3番（深谷 昇君） 話聞いていると、やっぱり片方だけでは駄目だと。この前の話合いだと、現地立会いで購入者の方の意見は聞いたのだけれども、あとこっち、生産して、今ふるさと生産のほうでは全然そういう話はしていないって、伺っていないということ、それで地権者からも話は行

っていない。だから、一方通行みたいな感じ（話）だよね、ただ話聞いただけでは、今日だから改まって両方の意見を聞いてみなければ何とも今の段階では、片方では買ったならばふるさと生産にやってもらう、片方では全然話は聞いていない、それでは行ったり来たりだからご意見よく考えてあれしたいと思います。

○7番（ 笹山光政君） 今までの話聞いたところで、やっぱり私も疑問に思いますので、康男さんとか石井さんの話も聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○8番（ 小坂竜也君） 今の話だけでは、やはり譲渡人、譲受人、あと現耕作者3人の中できちんと話がなされた上で物事を進めないと、何かしら今後影響あるのではないかなどと思うので、今の時点では私が判断できる材料はそろっていないかなと感じています。

以上です。

○議長（ 佐藤清隆君） それでは、マイクそちらに行ったので、康男さんのはうから意見お願いします。

○6番（ 渡邊康男君） 若干資料を準備しましたので、事務局のはうで皆さんにお渡しを。

〔資料配付〕

○6番（ 渡邊康男君） 皆さんに資料をお配りしましたが、一応私の発言は生産組合の組合員という立場もありますが、農業委員としての公平、公正な発言をしたいというふうに考えております。

若干生産組合の経緯を申し上げますと、震災後、平成24年からバイオ作物の試験栽培、25年から水田の試験栽培、26、7、8と実証栽培で、29年から通常栽培ということで面積を徐々に増やしてきたと、集積、集約をしてきたというふうな経緯になります。その間、いろんな町なり土地改良区にお世話になりながら、用水路、排水路の整備、あるいは一部暗渠排水、あるいはこの30、細いこと田んぼあるのですが、このうちの9枚は地権者二、三人の方、この1枚にしてみたり、そういう畦畔の撤去ですね、そういったことも我が組合としてやってきた経緯があります。ここ3年ぐらい前から、この約10町歩、この面積で経営をしております。集積、集約を図った中で作業効率を上げて、生産性を上げて、コスト削減をして集約を図ってきたと、目指してきたという我が組合のこれまでの経緯です。私は初代組合長で、震災前から、平成20年から今年の2月の総会まで私が組合長をしてきたというふうなことがあります。譲受人本人も生産組合の組合員で、平成30年に実は原下機械利用組合を解散して、この生産組合に施設機械の譲渡を受けたと。加入、脱退云々をあれして、新たな新生ふるさと生産組合がスタートしたというのが平成30年で、そのときに譲受人は一応脱退という形で、将来的に自分で耕作をしたいということで、多分令和3年か4年から作付を始まったということで、この図面にはありませんけれども、海遊館別館方から約3町歩、線路南側約4町歩というような団地化をして住み分けをして作付を、栽培をしてきたというふうな経過がございます。

それで、一応3つの問題点をちょっと提示したいというふうに思います。これは、石井功委員とも

事前協議、あるいは生産組合長からも聞き取りをした内容で皆さんにお話をしたいと思います。第1点目の問題なのですが、いろいろ委員の方からもさつきお話をましたが、この話は、組合長には一切話がなかったと。譲受人、譲渡人双方から。降って湧いたような話で、非常に困ったというふうなことが1つ。つまり入り口の部分で、これは組合の問題といえばそれまでになるかもしれませんけれども、そういった道義的な、これまで生産組合として10年以上やってきた中での、そういうふうな話が出てきたということの道義的な問題がまず1つ。

第2点目が、これは農業委員として大事なことなのですが、制度的な問題で、今地域計画いろいろをやっているわけですけれども、その中の集積、集約というあれに逆行するような、そういうお話をあつたろうかということで、その辺を危惧しております。本人は、先ほど現地調査員の話ですと、ここを取得した上で、生産組合に貸しますというふうなお話をされども、これもこの図面の左側の真ん中ちょっと見てほしいのですが、今回この斜線の部分、今宮古さんのあれは斜線部分の真ん中、右左ですが、この真ん中の60アールで、本人から農地を返してほしいと、うちのほうで借りてたわけですけれども、ライスセンターの前の農地は作付というのがちょっと古いようですけれども、この真ん中の60アールを返すということになったようです。これは自分のあれですから。そうすると、例えばですよ、取得をして、生産組合に一、二年貸して、返してくださいよというふうなことも懸念されるということです。そういうことも組合としては心配するところです。

それと、一番ちょっと最近の話で、別なところにも、この申請後、本人は声をかけているのです、売ってくださいと。たまたま組合長のほうにそういう話があって、ちょっと待ってくれと、うちが継続して入りたいということで、あるいは別な人のところも声かけてみたり、そういう行動そのものが理解に苦しむということで、そんなお話をあるということでございます。つまりは3条を利用して自分で作付するみたいな、そういう虫食い状態にされるような、そんなちょっと心配もあるということが第2点の制度的な問題です。

第3点目が、この資料の、これは農業委員会手帳の22ページのちょっと拡大したものなのですが、その右側の農地法3条2項の6号、これに該当はしないかというふうなことです。特に右側に、許可できない場合の中に、周辺の地域の集団農地を分断し、農作業に支障が生じる場合ということで、例えば取得して、先ほど言いましたように、返してくださいと言われたときに、当然作業効率も悪くなる、あるいは分断になってくる、同じ米を作るといえども、ある左側を見ても、同じような集落が作業の効率が、あるいはこの下に書いてある周辺の地域におけるいろんな利用にその支障が生ずるのではないかというふうな、そういう懸念がされるということで、こここの3条2項の6号にも引っかかってくるのではなかろうかということで、あくまでも公的な判断でいかないと、やはり我々農業委員としてもまずいので、2点目、3点目、特に何回も申し上げますが、この法的な問題、それと2番目の地域計画に逆行するような、そういう行いがいかがなものだというふうなことで、その3点申し上げて、皆さんの良識あるご判断をお願いしたいと。

なお、補足があれば石井委員からもお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（石井功君） 渡邊委員がほとんどおっしゃったとおりなのですけれども、私は農業委員という立場として、まず農業委員会憲章で、これ5項目ほどあるのです、農業委員会憲章というのが。この中には、上から3番目にあるのですよ。農業委員会憲章というのがあるでしょう。基本的なものですね。この中にも、農業委員会は集約化を目指すということも訴えている。農業委員会憲章、私は、農業委員会の農業委員の活動指針ですからね。だからこういったところも吟味してください。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） それでは、意見が出そろいましたので、そのほかにご意見はございますか。事務局から何か意見はないの、この件に関しては。

○事務局係長（伊本和明君） 事務局の伊本です。今ほど渡邊委員がおっしゃられた農地法3条第2項第6号についてです。こちら内容といたしましては、集約した農地で耕作者が変わって農地が分断されるという状況については、許可できないという内容になっています。なので、例えば3条申請を行って、地権者が変わった、その変わること自体で直ちに耕作者が変わるかどうかは分からないので、地権者が変わることは駄目だよということになります。地権者が変わった結果、耕作者も変わってしまって、集約された利用者、耕作者が分断されるということについての条文になっています。今ほど皆さんのお話の中で、譲受人と現耕作者との話がついていないということで、確実に分断が起こるかどうかというのは現状では不透明な状況とはなってございます。なので、順番がというご意見もあったかと思います。そういうことをもうもろも踏まえてご判断いただければと考えております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そういうことで、事務局からも公平な判断でやってくださいということです。そのほかご質問、ご意見ありますか。

○8番（小坂竜也君） 今双方の、渡邊さん、石井さんの話を聞いたのですけれども、耕作者側にも、組合長側にも何も話がなかったということで、今日賛成か反対かというのはちょっと時期尚早で、3者間できちと話し合って、引き続き耕作してもらうと譲受人はおっしゃっていますけれども、その確約ではないですけれども、書面を交わすなり、もう少し煮詰めた上でここに提出していただくことはできないかなと思って、今日この場で賛成、反対というのは、ちょっと時期尚早ではないかなと感じています。1つの意見として。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 今小坂さんのほうからお話ありましたけれども、この宮吉さん、売主というか、土地を譲渡する人の話とかというのも聞いているのですか。聞いていない。

〔「聞いていない」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 何でその宮古さんは秀信さんのはうに土地を預けたい、売りたいというふうに思ったのか、それは聞いていないのですか。

○9番（石井 功君） 実はこの宮古さんの田んぼというのは、3枚になっている田んぼを1枚にしたのです。それで、私たちが交渉して、3枚の田んぼを1枚にしたのです。だから、宮古さんの田んぼの畦畔はないですよ、取っ払っているから。だから、こういった問題も出てくるのです。この地区には、こういった田んぼ、集積した箇所が5か所あるのです、全部で。本人の田んぼが一番ですけど、他人同士が1枚になっている、そういう田んぼがあるのです。そういうところを狙われていかれたら、こういう問題がまた起きてくる。この畦畔はいったい誰が作ったのか、取っ払った畦畔。

○議長（佐藤清隆君） その細かい内容は、うちらの委員会としては忖度する必要はないのかなって思いますから、この件に関して、事務局としては何だかんだいっても採決取らなければ駄目なのだけか。

○事務局長（原田徳仁君） 議案として上げられていますので、採決しなければいけないのですけれども。

○議長（佐藤清隆君） 話合いが決まって、もう一回上げるということは可能なの。

○事務局長（原田徳仁君） そうですね。

○議長（佐藤清隆君） それは大丈夫なわけだ。

○事務局長（原田徳仁君） はい。

○議長（佐藤清隆君） それでは、今事務局長のはうから話ありましたように、議案として一応上げているので、ここで結論を出さないわけにはいかないので、ここで挙手により採決をしたいと思いますので、この議案に関して……

[「ちょっとその前に、委員長、いいですか。採決の前に」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） はい。

○6番（渡邊康男君） 採決の前に、先ほどちょっと言い落としましたが、こういう案件が通りますと、これから他の地区での、あるいは会長のところも同じだと思うのですけれども、こういうことが出てくるかというふうに思うのです。したがって、防波堤ではありませんけれども、こういうあれを防がないと、これから町の農業復興あるいは地域計画なんかのように、そういうあれに少なからず影響が出てくるというふうに思っております。したがって、やはり何回もお話ししますように、不許可相当の、私は案件であるというふうに農業委員として呼びたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） それぞれ意見はあると思いますから、ここで……

林委員。

○1番（林 秀樹君） そういうふるさと生産組合側の事情もあるとは思うのですが、これこの場で採決をして、例えば不許可になったとした場合に、この富岡町としては、例えば会長の地区のところ

で同じような状況が起きて、新しく新規参入しようとした人がそこを取得してやろうとして、その間しばらく会長のところに貸しますとか言っているのに、将来的にどうなるか分からないからといって新規参入を妨げてしまうようなことに町のほうはなってしまうのではないのかという意見も一つあると思うのですが、その辺はどういうふうになるでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 参考意見でよろしいですか。 うちらの組合のほうは、やりたい人にやってもらいうというのが前提で、新規参入大いに結構だというふうに思っておりますので、支障はございません。

以上です。

○1番（林 秀樹君） それはあくまでも仮定の話であるので、そういう同じ前提としては、もう今回これで否決されてしまった場合には、そういう、もう今地域計画でやって決まってしまっているので、そこの中に新規参入者は入れなくなってしまうというふうな町のスタンスになってしまってはいないのかなと思うのですけれども、その辺どうなのがなって。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局係長（伊本和明君） まず、今地域計画で決まっているとおっしゃられたことについてなのですが、地域計画の目標地図で担い手ごとどこで耕作するという色づけしております。その色づけについては、作成して公表している時点で決まっていることであって、将来的には変更も当然可となっているものになっています。なので、色が塗ってあるから、もう絶対この人でなければ駄目だということではまずございません。ただ、計画の目標としては、より効率的に農作業が行えるように集積、集約というのは大前提となっていますので、それを妨げるようなことがあった場合は、今回のように3条申請が上がった際、今回のポイントにもなっている3条の2項第6号に該当するものなのかというのは都度審議しなければならないものだと考えております。なので、あらかじめそういった事例になり得るということではなく、こういった案件については、その都度、その都度状況を見極めながら、審議していただくものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 意見は大体出そろったと思いますので、ここで採決を行います。

本案を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手は少数でありました。

したがいまして、本案は不許可とすることに決しました。以上です。

続きまして、議案第20号別紙4に移ります。

事務局長、説明よろしくお願いします。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である原田八十治推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（原田八十治君） 先ほどと同じく調査日、それから調査員は11月7日同様です。図面でグーグルマップの37ページ見てもらいたいと思います。ここ6号線沿い、それから常磐線、この常磐線にまたがる、この赤字後ろの道路を横断しているのが十王踏切というふうになるのかな、この踏切というか、常磐線挟んだ田んぼ2枚あります。それで、36ページ、前のページを見ていただきたいと思います。ここに石井セツ子さんの田んぼ2枚あります。それで、上というか、大きいほうの水田は、これは最後のページ見てもらえば、ふるさと生産組合で耕作をしております。下の1,111平米の田んぼは、現在、ここにも書いてあるように耕作されておりません。現地調査で行った際も、写真で見て、39ページ見てもらえば分かるとおり、かなりここは行ったときカヤとか、それからセイタカアワダチソウ類などが生い茂って、約2メーターを超える荒れた農地になっております。この土地をどうするのだと、現地調査で猪狩さんが立ち合っていましたので、聞いたところ、まずここもふるさと生産組合さんで2か所できればお願ひしたいということの本人の希望でございました。ただ、さっきと同じく全くふるさと生産組合さんのはうへは3条通つてから話をしたいということのようです。どちらもふるさと生産組合さんにお願いできたらなということで本人の希望を持っていましたようです。

私のほうからは以上です。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

○議長（佐藤清隆君） 推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑に入ります。この件について。

はい。

○6番（渡邊康男君） 先ほどの別紙3の内容と全く同じ意見でございます。ただ、この中で、毛薙のほうの前川原755—1ですか、ここについては、今回の場合田1筆ということで出ていますので、一括になるかと思いますが、これを別途毛薙の部分だけ3条申請されるということであれば、妨げるものはないのかなというふうに、個人的にそういうふうに思います。したがって、何回も言いますように、別紙3と同じ理由で許可相當に値しないというふうな件かというふうに思いますので、皆さんの良識あるご判断をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤清隆君） そういうことで、ただいまからそのほかに質疑ありますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） なければ、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第20号別紙4を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（佐藤清隆君）　　挙手は少数であります。

したがいまして、本案は不許可とすることに決しました。

以上で議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

〔5番（猪狩秀信君）復席〕

○議長（佐藤清隆君）　　次に、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君）　　朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である吉田和史推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（吉田和史君）　11月7日に、先ほどと同じメンバーで現地調査に行ってきました。場所はページの53、54を見ていただいて、一橋から富岡インター方面に進んで行くと、右側にシガ環境メンテナンス事務所がありまして、その東側の場所になります。現地調査の結果、転用は先ほど説明がありましたとおり、駐車場と重機等の訓練場として使用するということから、周辺の農家への影響は特にないと思いました。

報告は以上です。

○議長（佐藤清隆君）　　ありがとうございました。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君）　　ちょっと事務局のほうにお聞きしたいと思うのですが、地役権設定というふうに、登記簿謄本の乙区のほう、両方2筆ともそういうふうになっていますが、今回の駐車場なり、この練習場ですか、というふうな、駐車場は問題ないと思うのですが、この練習場、多分重機類のかどうか、この絡み、地役権とこの関係で、問題ないという解釈でよろしいですか。伊本係長なのかな。どうですか。

○議長（佐藤清隆君）　　どうぞ。

○事務局係長（伊本和明君）　　ただいまのご質問ありました地役権に関する事項ですが、申し訳ありません、正直なところで、この内容に関してちょっと確認漏れてしまっておりました。確認現状できておりません。ただ、こちら記載にあるようなことがないよう、確認であったり、土地の利用の仕方については、当然こちらのほうからお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤清隆君）　　1番、林君。

○1番（林秀樹君） 多分この地役権ですけれども、書いてあるとおりに、あそこは送電線通っているので、その送電線の離隔距離取るためとかの制限になる部分で、多分今回の件でそこに抵触しなければ問題ないのではないかと思うのですが、その辺だと思います。

○議長（佐藤清隆君） 事務局。

○事務局係長（伊本和明君） ただいま林委員おっしゃられたとおりのことと私のほうでも認識してございます。なので、こういった内容に触れないかどうかは、こちら側としても確認であったり、事業者側のほうにお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほか皆さんからありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第21号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案件を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

---

### ○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で何かありますか。

事務局。

○事務局主事（木下裕太君） 私のほうからは2点ほどありますて、まずお手元にあります資料1を御覧ください。こちら現況確認申請の報告となっております。今回現況確認申請が2件ありますて、11月7日に実施した現地調査と併せて現況の確認を行いましたので、その報告をいたします。

まず、資料1になりますが、申請者は安齋泰協さん、申請地が大普蛇谷須の306番と315番の2筆になっております。大体場所が夜の森の宝泉寺があるところの通りを下っていって、大きなカーブに差しかかるところを左折してもらって、そこから大体200メートルほど進んだところの左手にある農地になっています。こちら現場は、かなり草木が生い茂っており、奥まで進むことができないような状況でした。周辺一体的に原野化しておりますて、所有者自身も高齢で耕作ができないということから、こちら非農地と判断しました。

次に、資料2になります。こちらは、まず申請者が奥山靖枝さん、申請地が富岡町大字本岡字王塚18—

2となっていまして、場所が、王塚の変電所があると思うのですが、そちらの西側にある農地になっています。こちらも同じく現況確認をしたところ、農地一体的に原野化しておりましたので、こちらも同様に非農地と判断させていただきました。説明は以上であります。

続けて、資料3の説明に移りたいと思います。内容は、地域計画の見直しに係る座談会についてということで、以前委員の皆様には開催通知のほうをお送りさせていただきました。この座談会では、地域計画の策定以降における担い手の作付状況とか、また新たに作付を始めた農地、また今後作付をする予定の農地等を確認して、変更箇所を地図に落とし込むという作業を行います。開催に当たりまして、日時や場所、担当地区の委員の割当てについては、こちらの資料3に書いてあるとおりとなりますので、ご確認ください。委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、日程の調整の上、ご参加いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（佐藤清隆君） どうぞ。

○事務局主事（堀川貴司君） 皆様にお配りした資料4を御覧ください。

本日12月に実施いたします農地パトロールの事前協議を第2会議室で行いますので、総会終了後、ご移動をお願いいたします。追加資料とご報告があるので、それが終了次第移動のほうをお願いいたします。事前協議では、班ごとに分かれさせていただきまして、役割の決定と、あとパトロールする農地を決めていただきます。見る順番につきましては、事務局のほうで決めさせていただきますので、今回の事前協議のほうでは、巡回する農地のほうを決めていただければと思います。

班については、資料の中の農地パトロール班編成というものに記載ありますので、ご確認をお願いいたします。

資料4の1枚目の裏面に12月の農地パトロールの実施要領を記載しております、農地パトロールの実施日については、12月15日月曜日10時から12時を予定しております。また、パトロールは雨天決行としておりますので、ちょっと天気のほうを確認していただいて、必要であれば雨具のほうを準備をお願いいたします。農業委員会の総会については、農地パトロール終了後、13時30分から行いますので、日程の確保等をよろしくお願いいたします。また、12月15日の日はパトロールと総会とお昼をまたぐので、事務局のほうでお弁当を準備いたします。夏の営農型調査のときと同様に、出席者全員分注文させていただきます。代金については、親和会費から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほか皆様からありますか。

[「なし」と言う人あり]

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） ないようですので、以上で令和7年第10回定例総会を閉会いたします。

閉会（午前11時10分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 1 月 29 日

委 員 姫山光政

委 員 小坂竜也